

I 2013年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2013年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第6条第4項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系等

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員 調査客体
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 地方組織 調査員 調査客体
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合	
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	自計申告調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに 水産加工業の事業所	

4 調査期日

平成25年11月1日現在で実施した。

5 用語等の解説

過去1年間	平成24年11月1日から平成25年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体 団体経営体 会社	個人で漁業を自営する経営体をいう。 個人経営体以外の漁業経営体をいい、次のとおり区分している。 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生产手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層 沿岸漁業層 中小漁業層 大規模漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。 動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類 主とする漁業種類 営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁船 無動力漁船 船外機付漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を避けるため）。 推進機関を付けない漁船をいう。
動力漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。 推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエ

ンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船については動力漁船とした。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。
- (7) 海上養殖施設での養殖
- a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張り立て並びに取り外し
 - c 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業
- (i) 陸上養殖施設での養殖
- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）での全ての作業
 - b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
 - e 収穫物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

- 漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい、具体的には以下のものをいう。
- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備
- イ 漁具、漁網、食料品の積み込み作業（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）
- ウ 出港・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天候時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業
ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者を使用しているときは漁業の陸上作業とはしない。
- ケ 自営漁業の管理運營業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専業 分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入より大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
自営漁業のみ	漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。
新規就業者	過去1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に、主として漁業に従事した者で、次のような者をいう。 ア 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。） イ 他の仕事の主であったが、漁業が主となった者 ウ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等） なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者は、前記のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

6 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

7 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

千葉県総合企画部統計課 労働力・学事・農林班（電話：043-223-2220）